あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２５年８月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

梅雨明けが早くて、真夏が駆け足でやってきたので、急に暑くなりました。身体の準備というか、馴化が追いつかない人が多く、熱中症でたくさんの人が大変な目にあっているようです。皆様は如何お過ごしでしょうか。

節電をしなければならないのは相変わらずで、いつになったら、電気を気にしないで使えるようになるのでしょうか。いつも節約を考えている生活もいいですが、こうも暑いとクーラーの使用については、十分にしておかないと、体調を壊してからでは遅いです。健康第一で夏を乗り切りましょう。

８月と言えば、お盆で亡きご先祖さんを偲んで過ごす日があります。こういう時に、自分自身の亡き後を考えてみるのもいいかと思います。どんな来世を望んでいるかを考えて、紙にしたためてみると・・・それが、遺言の原案になるのではないでしょうか。

亡くなった後でわかる、亡くなった人の真実・・・

今回のお話は、夫が４０歳で急死したことでご相談に訪れた田中慶子さん（３８歳・仮名）のことです。

田中さんのご主人は、亡くなられる朝も普通に元気に出勤されたそうですが、突然の心筋梗塞に襲われ命を落とされました。田中さんは、幼い子供さんが３人いらっしゃいました。マンションをご主人名義でお持ちでしたので、その住宅ローンの支払いとマンションの相続についての相談です。

田中さんから話を伺うと、相続人は配偶者である田中さんと未成年の子供３人であること、住宅ローンが残っているので、支払っていかなければならないとのことでした。そこで、ご主人が死亡したことの記載のある戸籍を用意してもらい、後は当方で揃えることにして、その日は帰ってもらったのです。後日、その戸籍を受け取ってから、ご主人の出生までの戸籍を揃えるべく、転籍地の除籍を請求したところ・・・なんと・・・ご主人は再婚で、前妻との間に子供が３人いらっしゃったのです。この事実を田中さんにお話しすると、結婚した時に、再婚であることや、子供がいることは聞いていないとのこと。非常にびっくりされ、そして途方に暮れてしまいました。結局、相続に関する戸籍関係の書類をすべてお渡しして、相続人である前妻との子供さんに連絡を取ってもらってから、相続登記のお話を進めることとしましたが、その後の連絡はございませんでした・・・今はどうしていらっしゃるか心配ですが・・・

この場合に、亡くなったご主人は急死でしたので、仕方ない面がありますが、遺言書を書いて、奥さんが相続するようにしていると、今後のマンションの相続や住宅ローンの支払いについてもスムーズに運んだのではないでしょうか。しかし、相続に関しては、配偶者は必ず関係当事者になりますので、相手方の過去の人生についてもきちんと話をしてもらうことは大事であると思います。全然知らなかったら、遺された家族は大変困ってしまいます・・・相続に関する法律は容赦なく身分上の事実に基づいて処理することを迫ってきますので・・・

ここでちょっと豆知識

遺言書はパソコンで作成しても大丈夫？

自ら遺言書を作成する（自筆証書遺言を作成する）場合、すべての項目を自筆で書くことが大前提です。パソコンやワープロで作成した場合、正式な遺言書として認められません。